

京の食6次化ビジネス創出支援事業費

(うち、プロジェクト活動支援事業費、食品加工事業者施設等整備支援事業費)

1 趣 旨

農林水産業の産地が食品製造業や流通業、外食産業等と連携し、川下側のニーズを踏まえた新商品や新サービスの開発に取り組むことで、府内産農林水産物のブランド力の向上と新しい需要が生み出される加工食品等の市場拡大を図る。

2 事業概要 京の食6次化ビジネス創出支援事業費 (56,900千円の内数)

① プロジェクト活動支援事業費 (26,500千円)

食品関連企業と農林漁業者で構成するプロジェクトの取組を、府職員による活動チームの伴走や加工技術、マーケティング等の専門家派遣により支援

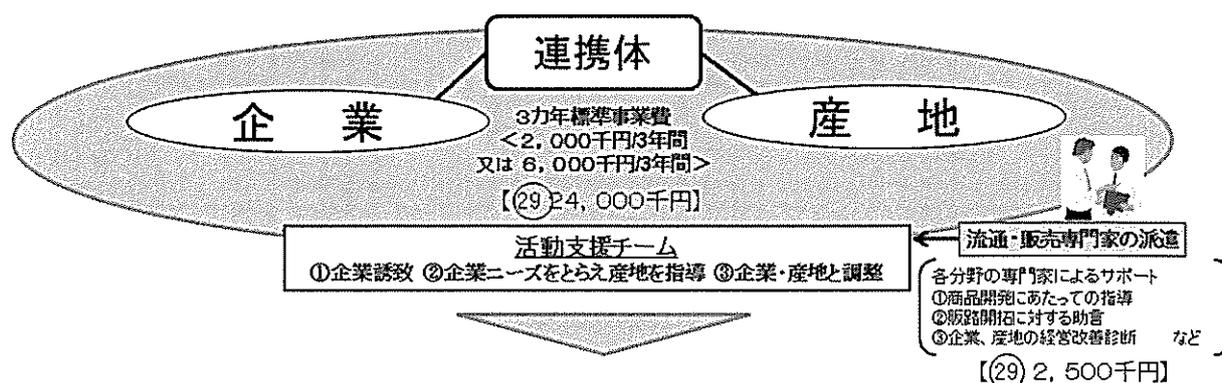
補助対象者	食品関連企業と農林漁業者で構成するプロジェクト
補助対象経費	商品開発に必要な試作のための原材料費、加工品開発用機器のリース、分析・検査委託等に要する経費
補助要件	京都6次産業プロジェクト計画の策定 [企業と産地が一体となった取組の実施 府内産農林水産物の新たな需要拡大の取組 等]
補助率等	農林漁業者等が事業主体の場合：1/2 (補助上限額：2,000千円/3年) 食品関連企業が事業主体の場合：1/3 (補助上限額：6,000千円/3年)

② 食品加工事業者施設等整備支援事業費 (10,000千円)

補助対象者	食品関連企業 (中小企業)
補助対象経費	加工製造施設等の整備
補助率	3/10 (補助上限額：10,000千円)

京の食6次化ビジネス創出支援事業パッケージイメージ

～京都府産農林水産物を使用した加工品・新サービスの市場を新たに90億円拡大～



加工施設整備 【29】10,000千円

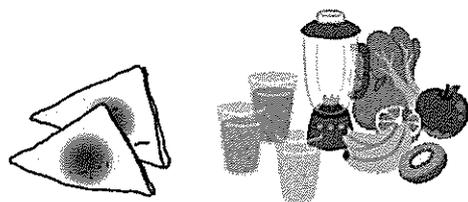
- ◆ 原材料一次処理施設
- ◆ 食品加工機械
- ◆ 品質測定装置 等



事業対象者：食品事業者(中小企業)
 補助率：30%以内(府費)
 ※食品事業者の産地支援施設整備に補助

産地のみなさまへ

食品関連企業などと連携した
新商品・サービスの開発・販促活動を
活動支援チームがお手伝いします！



具体的な相談事例

- 企業と連携して、新商品の開発や出荷先を開拓したい。
- 商品開発や施設整備に活用できる補助事業を知りたい。
- 新商品に関する専門家のアドバイスや支援を受けたい。

活動支援チーム 相談窓口

【連絡先】

京都府農林水産部 流通・ブランド戦略課

農業流通・販売戦略担当 活動支援チーム(村瀬・辻・増田)

住所 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁2号館4階

電話 075-414-4964

京の食6次化ビジネス創出支援事業を
ご活用いただけます！（裏面を参照ください）

京の食6次化ビジネス創出支援事業

事業概要

① プロジェクト活動支援費(ソフト事業)

補助対象者	農業生産法人や農林漁業者と食品製造業、流通業、外食産業等の事業者等で構成する連携体
補助対象	農林漁業者等と事業者で構成するプロジェクト
補助対象経費	商品試作のための原材料費、加工品開発用機器のリース、分析・検査委託、商品PR等に要する経費
補助要件	プロジェクト推進計画の策定 企業と産地が一体となった取組の実施 府内産農林水産物の新たな需要拡大の取組 等
補助率等	1 / 2 (補助上限額 : 2,000千円 / 3年)

※ 事業者が行う加工施設等の整備も対象となります。
一次加工用施設、食品加工機械、品質測定装置など

申請手続

表面の相談窓口にお問い合わせ下さい。申請書やプロジェクト推進計画書など必要書類をお送り致しますので、ご記入の上提出してください。

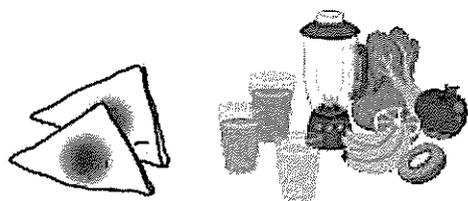
審査・採択

プロジェクト推進計画に記載された事業の先進性・独創性、事業実施の確実性、事業の収益性等を総合的に判断の上、補助対象者を決定します。

対象事業の審査・採択は、随時行います。(但し、予算額に達し次第終了します。)

企業のみなさまへ

京都府産食材を使った
新商品・サービスの開発・販促活動を
活動支援チームがお手伝いします！



具体的な相談事例

- 京都府産の原料(農林水産物)の入手先を探したい。
- 商品開発や施設整備に活用できる補助事業を知りたい。
- 新商品に関する専門家のアドバイスや支援を受けたい。

活動支援チーム 相談窓口

【連絡先】

京都府農林水産部 流通・ブランド戦略課

農業流通・販売戦略担当 活動支援チーム(村瀬・辻・増田)

住所 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁2号館4階

電話 075-414-4964

京の食6次化ビジネス創出支援事業を
ご活用いただけます！(裏面を参照ください)

京の食6次化ビジネス創出支援事業

事業概要

① プロジェクト活動支援費(ソフト事業)

補助対象者	食品製造業、流通業、外食産業等の事業者と農業生産法人や農林漁業者等で構成する連携体
補助対象	事業者と農林漁業者で構成するプロジェクト
補助対象経費	商品試作のための原材料費、加工品開発用機器のリース、分析・検査委託、商品PR等に要する経費
補助要件	プロジェクト推進計画の策定 企業と産地が一体となった取組の実施 府内産農林水産物の新たな需要拡大の取組 等
補助率等	1 / 3 等 (補助上限額 : 6,000千円 / 3年 等)

② 条件整備支援事業費 (ハード事業)

補助対象者	食品製造業、流通業、外食産業等の事業者
補助対象	事業者と農林漁業者で構成するプロジェクト
補助対象経費	加工製造施設等の整備 原材料等一次処理施設、食品加工機械、 品質測定装置等
補助要件	プロジェクト推進計画に位置づけられていること 新たに設置する施設等であること
補助率等	3 / 10 (補助上限額 : 10,000千円)

申請手続

表面の相談窓口にお問い合わせ下さい。申請書やプロジェクト推進計画書など必要書類をお送り致しますので、ご記入の上提出してください。

審査・採択

プロジェクト推進計画に記載された事業の先進性・独創性、事業実施の確実性、事業の収益性等を総合的に判断の上、補助対象者を決定します。

対象事業の審査・採択は、随時行います。(但し、予算額に達し次第終了します。)

京の食6次化ビジネス創出支援事業 実施要領

平成26年9月19日6流通第102号農林水産部長通知
一部改正 平成28年4月1日8流通第96号
平成29年4月14日9流通第256号

第1 趣旨

府内の農林漁業者等が、食品関連をはじめとした様々な事業者等と連携して新規需要の創出に取り組む6次産業化を進めるため、新商品開発、加工品開発や商品のブランド化及び新市場の開拓等を支援し、府内産農林水産物の価値向上と流通拡大を図る。

農業振興事業費補助金交付要綱（昭和35年京都府告示第928号）（以下「交付要綱」という。）第2条の表の32の項から34の項までに掲げる事業については、交付要綱による他、この要領により実施するものとする。

第2 実施主体及び事業の内容等

本事業の実施主体、補助対象経費、実施基準、補助率、補助額上限及び実施期間は、別表1に掲げるとおりとする。

第3 事業の成果目標

本事業の成果目標は6次産業化の推進に関する目標とし、農林漁業者や事業者等で構成する連携体に取り組む6次産業化プロジェクトの推進計画（以下「プロジェクト推進計画」という。）において別表2に掲げる目標項目について設定することとし、実施主体は、承認された当該計画に掲げる成果目標の達成に向けてプロジェクトを推進するものとする。

なお、成果目標の目標年度は、事業完了年度の翌々年度とする。

第4 事業の実施

1 プロジェクト推進計画の作成及び承認申請

実施主体は、府内産農林水産物の流通拡大のための取組や成果目標をまとめた3箇年間を上限とするプロジェクト推進計画（別記第2号様式）を作成した上で、プロジェクト推進計画承認申請書（別記第1号様式）により、知事に承認を申請するものとする。

2 プロジェクト推進計画の承認

（1）知事は、別に定める方法により1の申請を十分に審査し、プロジェクト推

進計画の内容が適当であると認めるときは、当該計画の承認について通知するものとする。

- (2) 知事は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、当該計画の内容に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して承認できるものとする。

3 プロジェクト推進計画の変更

プロジェクト推進計画について、以下の変更が生じた場合は、あらかじめプロジェクト推進計画変更承認申請書（別記第3号様式）を提出し、1及び2の手続きに準じて行うものとする。

- (1) 実施主体の変更
- (2) 成果目標の変更
- (3) 事業内容の変更（ただし、軽微なものを除く。）
- (4) 事業メニューの追加又は廃止
- (5) 事業費の2割を超える増減

4 補助金の交付申請等

- (1) 実施主体は、交付要綱に基づき、事業の実施に要する経費について、補助金交付申請書（別記第4号様式）により知事に補助金の交付を申請するものとする。
- (2) 実施主体が、交付要綱第4条に定める変更をしようとする場合は、補助金変更承認申請書（別記第5号様式）により知事に承認を申請するものとする。

5 事業の着手

- (1) 事業の実施については、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号、以下「規則」という。）第7条の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、施設等の整備にあたり、プロジェクト推進計画の承認後、やむを得ず交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、実施主体は、あらかじめ知事の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届（別記第6号様式）を知事に提出するものとする。

- (2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合、実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの負担とすることを了承の上行うものとする。

6 実績報告書の提出

実施主体は、事業実施期間中は毎年度、事業実績報告書（別記第7号様式）を知事に提出するものとする。

7 交付決定の取消し

知事は、実施主体が規則又はこの要領に違反したときは、規則第16条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

8 概算払

実施主体は、知事が別に定めるところにより、補助金の概算払請求をすることができる。

第5 助成

知事は、事業の実施に要する経費について、規則の定めるところにより予算の範囲内で助成するものとする。

第6 実施状況等の報告

実施主体は、別記第8号様式により、事業の実施状況を事業完了後2箇年間知事に報告するものとする。

第7 他事業と連携した6次産業化の推進

本事業の推進にあたり、広域振興局長（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあっては知事）は、知事が別に定める6次産業プロジェクト関係事業との連携に十分配慮するとともに、必要に応じて、本事業実施主体による関係事業の活用について調整を図るものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年9月19日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、平成29年4月14日から施行し、平成29年度事業から適用する。

別表1 (第2関係)

事業メニュー	プロジェクト活動支援事業	食品加工事業者施設等整備支援事業	産地化条件整備支援事業
実施主体	<p>府内の農林漁業者若しくは農林漁業者等が組織する団体及び府内産農林水産物を使用した加工品製造や流通に取り組む企業等との連携体、若しくはその連携体の構成員。</p> <p>なお、連携体が実施主体となる場合は、各構成員が同意の上、次に掲げる事項を定めた規約を作成し、プロジェクト推進計画承認申請書に添付するものとする。</p> <p>(1) 目的 (2) 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲 (3) 意志決定方法 (4) 解散した場合の地位の承継者 (5) 事務処理及び会計処理の方法 (6) 会計及び事務監査の方法 (7) (1)から(6)までに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項</p>	<p>プロジェクト推進計画に位置づけられ、かつ、次のいずれかに該当する施設等を府内に設置する企業等。</p> <p>(1) 府内に処理加工施設又は集出荷貯蔵施設・機械等(以下「加工施設等」とする)を所有しない企業が、新たに設置する処理加工施設又は集出荷貯蔵施設であること。 (2) 府内に加工施設等を所有する企業が、当該施設の縮小又は閉鎖を伴わないで、新たに設置する加工施設等であること。 (3) その他知事が特に認める加工施設等であること。</p>	<p>プロジェクト推進計画に位置づけられ、かつ、次のいずれかに該当する農林漁業者又は農林漁業者等が組織する団体。</p> <p>(1) 6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱(平成25年5月16日付け25食産第599号)に定める者。 (2) 強い農業づくり交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16生産第8260号)に定める者。 (3) その他、農林水産物処理加工施設等の整備を補助対象とする、農林水産省所管補助金実施要綱に定める者。</p>
補助対象経費	<p>実施主体が行う以下の事業に要する賃金、報償費、旅費、</p>	<p>地域の農林漁業者等との契約栽培や地元農林水産物</p>	<p>6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱、強い農業づ</p>

	<p>需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費及び原材料費の経費</p> <p>(1) プロジェクト検討会の開催</p> <p>(2) 新商品やサービスの開発、試作・試行、パッケージデザイン、web構築、成分分析、認証等の取得</p> <p>(3) 新商品やサービスの市場開拓、PR活動</p> <p>(4) 生産性向上のための新技術等導入</p> <p>(5) その他目的達成のために特に必要と認められるもの</p>	<p>の買い入れなど、府内産農林水産物の流通拡大に寄与する加工施設等の整備等に要する経費</p> <p>(1) 農林水産物集出荷貯蔵施設、処理加工場及び加工用機械等</p> <p>(2) その他事業実施に必要な施設・機械等の整備で、上記に準じるもの</p>	<p>くり交付金実施要綱等、農林水産物処理加工施設等の整備を補助対象とする農林水産省所管補助金実施要綱に定める経費</p>
実施基準	<p>プロジェクト推進計画に位置づけられた活動であること。</p>	<p>プロジェクト推進計画に位置づけられた加工施設等であること。</p>	<p>プロジェクト推進計画に位置づけられ、国の事業採択を受けた加工施設等であること。</p>
補助率	<p>連携体又はその構成員である企業等が事業実施主体の場合は、補助対象経費の3分の1以内。</p> <p>連携体の構成員である農林漁業者又は農林漁業者が組織する団体が事業実施主体の場合は、補助対象経費の2分の1以内。</p> <p>(補助金は千円未満切り捨て)</p>	<p>補助対象経費の10分の3以内(補助金は千円未満切り捨て)</p>	<p>補助対象経費の10分の5.4以内。</p> <p>ただし、機械のみの導入の場合は、2分の1以内(補助金は千円未満切り捨て)</p>

補助額上限	<p>プロジェクト推進計画の承認から3箇年度合計で、次に定める額の範囲内（1プロジェクトあたり）。</p> <p>連携体又はその構成員である企業等が事業実施主体の場合、6,000千円。</p> <p>連携体の構成員である農林漁業者又は農林漁業者が組織する団体が事業実施主体の場合、2,000千円。</p>	10,000千円以内 (1申請あたり)	—
実施期間	プロジェクト推進計画承認年度を含め3箇年度以内		

別表2（第3関係）

実施主体の成果目標の項目

目標項目	説明
先進性、独創性	<ul style="list-style-type: none"> ・新商品、サービスが、独自性・独創性に優れていること。 ・既存商品、競合サービスに比べてコスト面で優位であるか、又は、京都ブランドにふさわしい高品質であること。
事業実施の確実性	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間及び完了後もプロジェクトの継続可能性が高いと認められる内容であること。 ・信頼性のある会計書類が作成され、適切な補助事業の遂行に問題がない財務状況、体制にあること。
事業の収益性	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客ターゲットが明確であること。 ・市場規模、市場ニーズ等を考慮した計画になっていること。 ・商品やサービスを広く展開、販売する能力が高いこと。 ・投資効率（補助額に対する売上規模等）を考慮し、投資回収が十分見込めること。
原材料供給能力	<ul style="list-style-type: none"> ・産地側の原材料供給力がプロジェクトの実施に十分であること。 ・年や季節による変動があった場合でも、プロジェクトの実施に必要な安定供給が実現できる体制であること。
原材料コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料の物流等の工夫により、コスト面で競合地域より優位に立てること。 ・農地の集積が図られる等、生産コスト減を指向していること。
産地競争力	<ul style="list-style-type: none"> ・連携体を構成する企業が、長期的に産地と連携して競争力の強化に関わる体制となっていること。 ・京力農場プランが作成されている等、地域ぐるみでの産地化に取り組んでいること。